

相模原市告示第 66 号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を次のように告示する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢 50 歳から 80 歳位
頭蓋骨（眼窩下部から下顎欠損）

上記の者は、令和 7 年 1 月 8 日、相模原市緑区若柳 1561 番地 3
1 先相模湖湖畔上で散策していた者により発見されたものです。

遺体は火葬に付し、保管してあります。お心当たりの方は、当市生活福祉課までお申し出ください。

令和 8 年 2 月 16 日

相模原市長 本村 賢太郎